

社会福祉法人南陽恵和会 一般事業主行動計画

(令和7年3月31日策定)

女性活躍推進法に基づき、女性がさらに活躍できる職場づくりを目指し、ワークライフバランスを保ちながら、個々人の能力を十分に発揮できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目 標	従業員の年間平均有給休暇取得率を70%以上にする
-----	--------------------------

3. 取り組み内容・実施時期

令和7年 4月～	施設運営会議において前年度の各部署の平均取得率を提示し、取得率の低い部署の取得率向上について検討する。
令和7年10月～	計画的年休及び5日間の有給取得義務の啓発を図る。
令和8年 4月～	施設運営会議において前年度の各部署の平均取得率を提示し、取得率の低い部署への対策例示し実行する。
令和8年10月～	有給休暇保有日数の多い職員に対して、交代で有給休暇が取得できるよう割り当て日数を提示し取得促進を行う。
令和9年 4月～	施設運営会議において前年度の各部署の平均取得率を提示し、目標達成に向けて啓発を図る。
令和9年10月～	全体の有給休暇取得状況を確認し、目標達成に向けた啓発を図る。